

いじめの防止に係る基本方針

平成28年4月1日策定
福山市立川口小学校

1 策定の趣旨

いじめは、「人間として絶対に許されない」ことであり、いじめられた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるものである。さらに、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは、「どの子にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立ち、いじめを許さない学校づくり・集団づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、早期発見・早期対応することが大切である。全ての児童が安心・安全な学校生活を送れるように、基本的な考え方や具体的な対応について「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、おどし、悪口や嫌なことを言われたり、書かれたりする。
- 仲間はずれにされる、集団から無視される。
- 遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- わざとぶつかられたり、強くたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられたり、強要されたりする。
- 持ち物を盗られたり、隠されたり、壊されたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危ないことをされたり、させられたりする。
- 携帯電話やパソコンを使って、悪口や嫌なことをされる。

等がある。

いじめは、見えにくくわかりにくいという一面を持っているため、いじめの対応については、アンケート調査や個別面談、教育相談、日常の児童の様子の変化などを通して、早期発見し早期対応をするなど、学校全体で組織的に取り組むことが必要である。

3 いじめの防止対策等に関わる基本的な考え方

いじめは、どの子にも、どの学級でも、起こりうるものであるという認識に立ち、取組を進める。

(1) いじめの未然防止

児童一人ひとりの居場所づくりや絆づくりをキーワードに状況を的確に把握し、全ての教育活動において、いじめの防止につながる集団づくりを行う。また、全ての児童が進んで教育活動に参加できるような授業づくりをする。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、年間を通しての計画的なアンケート調査・個別面談等で実態を把握する中で、早期に発見し適切な対応をすることにより、早い解決を図る。

担任一人が抱え込むのではなく、学校全体でチームを組んで組織的に対応し、情報を共有する。生命を奪いかねない重大な問題であるという認識のもと、被害児童の側に立ち、「いじめ防止委員会」を中心に対応する。

(3) 児童の主体的な活動の支援

児童会を中心にいじめのない学校にするため、児童会活動の中にいじめをしない・いじめをなくす取組を行うなど、児童の主体的な活動を支援する。

(4) 家庭・地域との連携

学校のみで解決することに固執せず、学校関係者・PTA・地域と連携し、地域全体で児童を見守る。

(5) 関係機関等との連携

事案によっては、警察等関係機関と連携を取り進める。

4 実施体制

いじめを許さない学校づくりを進めるために、いじめの防止につながる授業づくり・集団づくりを推進する。また、いじめの未然防止・早期発見・迅速な対応について、「いじめ防止委員会」を中心に「いじめの防止に係る基本方針」に基づき取り組む。教職員間の意識差をなくし、全ての教職員が同じ対応ができ、組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築する。

5 いじめの防止に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止

(ア) 全ての児童が授業に参加でき、授業の中で活躍できる授業づくりをする。

(イ) 道徳や学級活動等の時間を通して、「いじめは絶対に許されない生命を奪いかねない重大な問題であること、どんな行為がいじめになるのか、いじめられた児童にどんな影響を与えるのか、いじめはどんな構造なのか」を発達段階に応じて計画的に指導し理解させる。

(ウ) 児童一人ひとりが、自己実現を図っていけるよう全ての教育活動で『生徒指導の三機能』（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定の場）を生かした授業・集団づくりを行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

(ア) 年間を通しての計画的なアンケート調査・個別面談を行う。

(イ) 日常の児童の行動観察や日記等から状況を把握し、児童が発する危険信号を見逃さず、いじめの早期発見に努め、情報を共有する。

(ウ) いじめを認知した時は、担任が一人で抱え込むのではなく「いじめ防止委員会」

を中心に学校全体でチームを組んで組織的に対応する。

(エ) 被害児童の側に立って取り組むとともに、周りの児童には「傍観することは加害と変わらない」ことを指導する。

(オ) いじめの未然防止に向けた取組やいじめを認知した時の対応のあり方等について校内研修を行う。

(カ) いじめが解決したと思われる場合でも、「いじめが解決した」とするのではなく継続して観察し、安心して学校生活ができるまで取組を行う。

(3) 児童の主体的な活動の支援

(ア) 児童がいじめについて意識し行動化するために、縦割りグループでの活動を実施したり、学級遊びを進めたり、いじめをなくす活動を仕組んだりなどの児童会が主体的に行う活動を支援する。

(4) 家庭・地域との連携

(ア) いじめを認知した場合、家庭と連携し、事実経過・支援の方法・指導方針に基づいて、丁寧に対応する。

(イ) いじめの防止に係る基本方針・指導計画等の情報について、家庭・地域に知らせ、保護者や地域住民の理解・協力を得る。

(5) 警察等関係機関との連携

(ア) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察等関係機関と連携して対応する。

6. 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、「いじめ防止委員会」を中心とするプロジェクトチームを編成し、福山市教育委員会と連携し、調査等を行う。

(1) 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を、いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次の通り定義する。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に家庭と連携し調査等に着手する。)

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 具体的な対応

事案について、福山市教育委員会の指導・支援のもと、いじめられた児童を守ることを最優先に適切な対応や調査を迅速に誠意をもって行う。

(ア) いじめの疑いに関する情報の収集の整理・記録

(イ) 重大事態に対応するプロジェクトチームの編成

- (ウ) 福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員等との連携
- (オ) 関係児童への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校児童への指導
- (3) 説明責任に実行
 - (ア) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供
 - (イ) 全校保護者への対応
 - (ウ) マスコミへの対応
- (4) 再発防止への取組
 - (ア) 福山市教育委員会の指導・支援のもと、指導計画を策定
 - (イ) いじめの背景・課題の整理
 - (ウ) 取組の見直し・改善策の作成
 - (エ) 改善策の実施

7. 取組の検証と実施計画等の見直し

- (1) いじめ防止委員会において、各学期末いじめの防止等に係る取組を振り返り、次学期の取組に生かす。
- (2) いじめ防止委員会において、いじめのアンケート・いじめの認知件数・いじめの解決件数等の数値をもとに取組を検証し、実施計画等を見直す。